

(公 印 省 略)

福 第 1 4 1 号

令和 6 年 4 月 9 日

介護サービス事業所

管理者 様

大牟田市長 関 好孝

(福祉課介護保険担当)

令和 6 年度介護報酬改定に係る加算届の提出等について

1. 令和 6 年度介護報酬改定に係る加算届の提出について

令和 6 年 4 月から算定する加算・減算に関する「介護給付費算定に係る体制等に関する変更届」(いわゆる「加算届」)の様式を市のホームページに掲載しましたので、確認してください。

(留意事項)

(1) 今回は、4月15日までに提出されたものは、4月1日にさかのぼって加算・減算を適用する取扱いとします。

※提出期間が大変短くなっておりますので提出期限を過ぎる場合は事前にご連絡ください。

(2) サービスによっては、下記については新たな届出がない場合は「1：減算」となります。既に対応している事業所は、「2：基準型」として、加算届を提出してください。

・高齢者虐待防止措置実施の有無 (1：減算型 2：基準型)

・業務継続計画策定の有無 (1：減算型 2基準型)

(3) 中山間地域等小規模事業所加算について、大牟田市は令和 5 年度まで中山間地域等の過疎地域とみなされていましたが令和 6 年度よりこの加算は対象外となりました。取得していた事業所は加算届を提出し、変更してください。

(4) その他にも、新設や要件変更となる加算があるため、各事業所等において確認の上、必要に応じて、加算届を提出してください。

(5) 届出は、令和 6 年度の介護報酬改定に伴って新設又は改定される加算だけでなく、従来どおりの加算についても合わせて届け出ることが可能です。加算届はホームページよりダウンロードして提出してください。

URL : <https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034718/index.html>

2. 介護報酬改定の質問の回答について

地域密着型サービス及び居宅介護支援の令和6年度の報酬改定の要点を、大牟田市のホームページにサービス種類ごとに掲載しています。

また、令和6年度介護報酬改定の質問について、本市の取り扱いを随時掲載していますのでご確認ください。

URL : https://www.city.omuta.lg.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=15168

【問合せ先】

大牟田市福祉課介護保険担当
(介護サービス育成担当)

【問い合わせ先】

大牟田市保健福祉部福祉課

介護サービス育成担当 (担当 : 吉田、新田)